

日本中央競馬会における職員の給与等の支給の基準

1 基本的な考え方

職員の給与等の支給の基準を定めるにあたっては、以下の点を基本的な考え方とする。

- (1) 職員の給与等は、各職務に必要とされる能力、職責及び勤務成績等に応じたものであること。また、勤務条件及び生計費等も考慮すること。
- (2) 職員の給与等は、勝馬投票券の売上・利益等の業績を勘案するとともに、日本中央競馬会の適切な事業運営及びお客様サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、人材確保面で競合関係にある民間企業等における、そうした人材の処遇の実情をも勘案すること。また、職員の給与については、役員の給与との均衡を考慮すること。
- (3) 日本中央競馬会は、競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）及び日本中央競馬会法（昭和 29 年法律第 205 号）に基づき設立された特殊法人であることにかんがみ、効率的に業務を運営し中央競馬事業を安定的に発展させていくため、職員の給与等について、その総額を含めて適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2 給与

給与は、本俸及び諸手当からなるものとする。

(1) 本俸

本俸は、職種別の俸給表により、各職務の複雑、困難及び責任の度合いに応じて支給する。

(2) 諸手当

諸手当は、家族手当、住居手当、時間外勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、精勤実績評価手当、役付手当、管理専門職臨時緊急勤務手当、特別調整手当、初任給調整手当、特別都市手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特別手当及び業績加給とする。ただし、外国勤務者にあつては、在勤手当、家族手当、精勤実績評価手当、特別手当及び業績加給とする。

ア 家族手当は、扶養親族を有する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には、支給しない。

イ 住居手当は、舎宅以外の借間・借家に居住し家賃を支払っている者及

- び自家に居住する者に支給する。
- ウ 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外、休日又は深夜に勤務した者に支給する。ただし、役割手当及び専門技術役付手当の支給を受ける管理職には、深夜に勤務した場合を除き、支給しない。
- エ 宿日直手当は、宿直又は日直の勤務を行った者に支給する。
- オ 特殊勤務手当は、著しく危険又は特殊な勤務に従事した者に支給する。
- カ 精勤実績評価手当は、勤務実績が良好であって、その勤務に精励したと認められる者に支給する。
- キ 役付手当は、役職に応じて管理職に支給する。役付手当は、役割加算手当及び専門技術役付手当とし、役割加算手当は役割手当及び役職手当に区分する。
- ク 管理専門職臨時緊急勤務手当は、臨時又は緊急の必要により休日に勤務した役割加算手当の支給を受ける管理職に、理事長が特に必要と認めた場合に限り支給する。
- ケ 特別調整手当は、職務の複雑・困難の度又は勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には、支給しない。
- コ 初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、理事長が特に必要と認めた場合に支給する。
- サ 特別都市手当は、賃金水準、物価、生計費等の高い地域に在勤する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には、支給しない。
- シ 単身赴任手当は、勤務地を異にする配置換等に伴い、やむを得ない事情により単身生活となった者に支給する。
- ス 寒冷地手当は、北海道その他寒冷の地域に在勤する者に対し 10 月に支給する。
- セ 特別手当は、毎年 2 回以内において支給することがある。
- ソ 業績加給は、日本中央競馬会の業績が好調であると認められる場合に、支給する。

タ 在勤手当は、外国に在勤する者に対し、勤務地及び家族状況等に応じて支給する。

3 退職手当

退職手当は、職員が１年以上在職した後退職したとき又は在職中死亡したときに、退職時又は死亡時の本俸に、在職期間に応じた支給率を乗じて算出した額を支給する。なお、退職事由により退職手当の額を加算し、又は在職中功労があった者には特別退職手当を支給することがある。ただし、在職中に非違行為による免職事由に該当する行為があった者に対しては、退職手当の全部又は一部を支給しないことがある。

(参考)

職員の給与等の支給額、支給割合等

(2025年2月1日現在)

1 給与

(1) 本俸

本俸は、次の俸給表により支給する。ただし、在勤基本手当の支給を受ける外国勤務者には、本俸月額額の100分の20相当額を支給しない。

総合職Ⅰ俸給表

号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円	円
1	233,500	281,600	343,600	535,700	655,700
2	238,000	286,800	349,600	540,500	659,100
3	242,500	292,000	355,600	545,300	662,500
4	247,000	297,200	361,600	550,100	665,900
5	251,500	302,400	367,600	554,900	669,300
6	255,800	307,600	373,600	559,700	672,700
7	260,100	312,800	379,600	564,500	676,100
8	264,400	318,000	385,600	569,300	679,500
9	268,700	323,200	391,600	574,100	682,900
10	273,000	328,300	397,600	578,900	686,300
11	277,300	333,400	403,500	583,700	689,700
12	281,600	338,500	409,400	588,500	693,100
13	285,800	343,600	415,300	593,300	696,500
14	290,000	348,600	420,500	598,100	699,900
15	294,200	353,600	425,700	602,900	703,100
16	298,400	358,600	430,900	607,700	706,300
17	302,400	363,600	436,100	612,500	709,500
18	304,900	366,600	441,300	617,300	712,700
19	307,400	369,600	446,500	622,100	715,900
20	309,900	372,600	451,600	626,900	719,100
21	312,400	375,600	456,700	631,700	722,300
22	314,200	378,600	461,800	636,500	725,500
23	316,000	381,600	466,900	641,300	728,700
24	317,800	384,600	472,000	646,100	731,800
25	319,600	387,600	477,100	650,900	
26	321,400	390,000	481,100	655,700	
27	323,200	392,400	485,100	660,500	
28	325,000	394,800	489,100	663,300	
29	326,800	397,200	493,100	666,100	
30	328,600	399,600	497,100	668,900	
31	330,400	402,000	501,100	671,700	
32	332,200	404,400	505,100	674,500	
33	334,000	406,800	509,100	677,300	
34	335,800	409,200	513,100	680,100	
35	337,600	411,600	517,100	682,900	
36	339,400	414,000	521,100	685,700	
37	341,200	416,400	525,100	688,500	
38	343,000	418,800	526,900	691,300	
39	344,800	421,200	528,700	694,100	
40	346,600	423,600	530,500	696,900	
41	348,400	426,000	532,300		
42	350,200	428,400	534,100		

43	351,900	430,800	535,900		
44	353,600	433,200	537,400		
45	355,300	435,500	538,900		
46	357,000	437,500	540,400		
47	358,700	439,500	541,900		
48	360,400	441,500	543,400		
49		443,500	544,900		
50		445,500	546,400		
51		447,500	547,900		
52		449,500	549,400		
53		451,500	550,900		
54		453,500	552,400		
55		455,500	553,900		
56		457,500	555,400		
57		459,500	556,900		

備考) この表は、施策の企画立案、調整、調査研究その他これらに類する職務に従事する職員に適用する。

総合職Ⅱ俸給表

号俸	1 級	2 級 B	2 級 A	3 級	4 級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円	円
1	195,200	265,900	325,400	331,300	495,700
2	198,700	269,100	328,800	335,200	499,500
3	202,200	272,300	332,200	339,100	503,300
4	205,700	275,500	335,600	343,000	507,100
5	209,200	278,700	339,000	346,900	510,900
6	212,700	281,900	342,400	350,800	514,700
7	216,200	285,100	345,800	354,700	518,500
8	219,700	288,200	349,200	358,600	522,300
9	221,500	291,300	352,600	362,500	526,100
10	223,300	294,400	356,000	366,400	529,900
11	225,100	297,100	359,400	370,300	533,700
12	227,200	299,800	362,800	374,200	537,500
13	229,600	302,500	366,200	378,100	541,300
14	232,000	305,200	369,600	382,000	545,100
15	234,400	307,900	373,000	385,900	548,900
16	236,800	310,600	376,400	389,800	552,700
17	239,200	313,300	378,600	393,200	556,500
18	241,600	316,000	380,800	396,600	560,300
19	244,000	318,700	383,000	400,000	564,100
20	246,400	321,400	385,200	403,400	567,900
21	248,800	324,100	387,400	406,800	571,700
22	251,200	326,800	389,600	410,200	575,500
23	253,600	329,500	391,800	413,600	579,300
24	256,000	332,200	394,000	417,000	583,100
25	258,400	334,900	396,000	420,400	586,900
26	260,800	337,600	398,000	423,800	590,700
27	263,200	340,100	400,000	427,200	594,500
28	265,600	342,600	402,000	430,600	597,000
29	268,000	345,100	404,000	434,000	599,500
30	270,400	347,600	406,000	436,400	602,000
31	272,800	350,000	408,000	438,800	604,500
32	275,200	352,400	410,000	441,200	607,000
33	277,600	354,800	412,000	443,600	609,500
34	280,000	357,200	414,000	446,000	612,000
35	282,400	359,600	416,000	448,400	614,500
36	284,800	362,000	418,000	450,800	617,000
37	287,200	364,400	420,000	453,200	619,500
38	289,600	366,800	422,000	455,600	622,000
39	292,000	369,200	424,000	458,000	624,500
40	294,400	371,600	426,000	460,400	627,000
41	296,000	374,000	428,000	462,800	629,500

42	297,600	376,400	430,000	465,200	632,000
43	299,200	377,600	432,000	467,600	634,500
44	300,800	378,800	434,000	470,000	637,000
45	302,400	380,000	435,000	472,400	639,500
46	304,000	381,200	436,000	474,800	642,000
47	305,600	382,400	437,000	477,200	
48	307,200	383,600	438,000	479,600	
49	308,800	384,800	439,000	482,000	
50	310,400	386,000	440,000	483,400	
51	312,000	387,200	441,000	484,800	
52	313,600	388,400	442,000	486,200	
53	315,200	389,600	443,000	487,600	
54	316,800	390,800	444,000	489,000	
55	318,400	392,000	445,000	490,400	
56	320,000	393,200	446,000	491,800	
57	321,600	394,400	447,000	493,200	
58	323,200	395,600	448,000	494,600	
59	324,800	396,800	449,000	496,000	
60	326,400	398,000	450,000	497,400	
61	328,000	399,200	451,000	498,800	
62	329,600	400,400	452,000	500,200	
63	331,200		453,000	501,600	
64	332,800		454,000	503,000	
65	334,400			504,400	
66	336,000			505,800	
67	337,600			507,200	
68	339,200			508,600	
69	340,800			510,000	
70	342,400			510,700	
71	344,000			511,400	
72	345,600			512,100	
73	347,200			512,800	
74	348,800			513,500	
75	350,400			514,200	
76	351,700			514,900	
77	352,900			515,600	
78	354,100			516,300	
79	355,300			517,000	
80	356,500			517,700	
81				518,400	
82				519,100	
83				519,800	
84				520,500	
85				521,200	
86				521,900	
87				522,600	
88				523,300	
89				524,000	
90				524,700	
91				525,400	
92				526,100	
93				526,800	
94				527,500	
95				528,200	
96				528,900	
97				529,600	
98				530,300	
99				531,000	
100				531,700	
101				532,400	
102				533,100	
103				533,800	
104				534,500	
105				535,200	
106				535,900	

107			536,400	
108			536,900	
109			537,400	
110			537,900	
111			538,400	
112			538,900	
113			539,400	
114			539,900	
115			540,400	
116			540,900	
117			541,400	
118			541,900	
119			542,400	
120			542,900	
121			543,400	
122			543,900	
123			544,400	
124			544,900	
125			545,400	
126			545,900	
127			546,400	
128			546,900	
129			547,400	
130			547,900	
131			548,400	
132			548,900	
133			549,400	
134			549,900	
135			550,400	
136			550,900	
137			551,400	
138			551,900	
139			552,400	
140			552,900	
141			553,400	

備考) この表は、限定された勤務地域内において施策の企画立案、調整、調査研究その他これらに類する職務に従事する職員であって理事長が指定する者に適用する。

総合職Ⅲ俸給表

号俸	1 級	2 級 B	2 級 A	3 級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円
1	173,200	234,100	286,300	292,200
2	175,600	236,800	289,300	295,700
3	178,000	239,500	292,300	299,200
4	180,400	242,200	295,300	302,700
5	182,800	244,900	298,300	306,200
6	184,900	247,600	301,300	309,700
7	187,000	250,300	304,300	313,200
8	189,100	253,000	307,300	316,700
9	191,200	255,700	310,300	320,200
10	193,300	258,400	313,300	323,700
11	195,400	260,900	316,300	327,200
12	197,500	263,400	319,300	330,700
13	199,600	265,900	322,300	334,200
14	201,700	268,400	325,300	337,700
15	203,800	270,900	328,300	341,200
16	205,900	273,400	331,000	344,700
17	208,000	275,900	333,100	347,500
18	210,100	278,400	335,200	350,300
19	212,200	280,900	337,300	353,100
20	214,300	283,400	339,400	355,900

21	216,400	285,900	341,500	358,700
22	218,500	288,400	343,600	361,500
23	220,600	290,900	345,700	364,300
24	222,700	293,400	347,500	367,100
25	224,800	295,900	349,200	369,900
26	226,900	298,300	350,900	372,700
27	229,000	300,400	352,600	375,500
28	231,100	302,500	354,300	378,300
29	233,200	304,600	356,000	381,100
30	235,300	306,700	357,700	383,200
31	237,400	308,800	359,400	385,300
32	239,500	310,900	361,100	387,400
33	241,600	313,000	362,800	389,500
34	243,700	315,100	364,500	391,600
35	245,700	317,200	366,200	393,700
36	247,700	319,300	367,900	395,800
37	249,700	321,400	369,600	397,900
38	251,700	323,500	371,300	400,000
39	253,700	325,600	373,000	402,100
40	255,700	327,700	374,700	404,200
41	257,200	329,800	376,400	406,300
42	258,700	331,900	378,100	408,400
43	260,200	332,900	379,800	410,500
44	261,700	333,900	381,400	412,600
45	263,200	334,900	382,300	414,700
46	264,700	335,900	383,200	416,800
47	266,200	336,900	384,100	418,900
48	267,700	337,900	385,000	421,000
49	269,200	338,900	385,900	423,100
50	270,700	339,900	386,800	424,300
51	272,200	340,900	387,700	425,500
52	273,700	341,900	388,600	426,700
53	275,200	342,900	389,500	427,900
54	276,700	343,900	390,400	429,100
55	278,200	344,900	391,300	430,300
56	279,700	345,900	392,200	431,500
57	281,200	346,900	393,100	432,700
58	282,700	347,900	394,000	433,900
59	284,200	348,900	394,900	435,100
60	285,700	349,900	395,800	436,300
61	287,200	350,900	396,700	437,500
62	288,700	351,900	397,600	438,700
63	290,200		398,500	439,900
64	291,700		399,400	441,100
65	293,200			442,300
66	294,700			443,500
67	296,200			444,700
68	297,700			445,900
69	299,200			447,100
70	300,700			447,700
71	302,200			448,300
72	303,700			448,900
73	305,200			449,500
74	306,700			450,100
75	308,200			450,700
76	309,700			451,300
77	311,200			451,900
78	312,700			452,500
79	314,200			453,100
80	315,700			453,700
81				454,300
82				454,900
83				455,500
84				456,100
85				456,700

86			457, 300
87			457, 900
88			458, 500
89			459, 100
90			459, 700
91			460, 300
92			460, 900
93			461, 500
94			462, 100
95			462, 700
96			463, 300
97			463, 900
98			464, 500
99			465, 100
100			465, 700
101			466, 300
102			466, 900
103			467, 500
104			468, 100
105			468, 700
106			469, 300
107			469, 800
108			470, 300
109			470, 800
110			471, 300
111			471, 800
112			472, 300
113			472, 800
114			473, 300
115			473, 800
116			474, 300
117			474, 800
118			475, 300
119			475, 800
120			476, 300
121			476, 800
122			477, 300
123			477, 800
124			478, 300
125			478, 800
126			479, 300
127			479, 800
128			480, 300
129			480, 800
130			481, 300
131			481, 800
132			482, 300
133			482, 800
134			483, 300
135			483, 800
136			484, 300
137			484, 800
138			485, 300
139			485, 800
140			486, 300
141			486, 800

備考) この表は、限定された勤務地域内において施策の企画立案、調整、調査研究その他これらに類する職務に従事する職員に適用する。

専門技術職俸給表

号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円
1	183,300	235,300	332,500	515,700
2	186,100	238,700	337,000	519,700
3	188,900	242,100	341,500	523,700
4	191,700	245,500	346,000	527,700
5	194,500	248,900	350,500	531,700
6	197,300	252,300	355,000	535,700
7	200,100	255,700	359,500	539,700
8	202,900	259,100	364,000	543,700
9	205,700	262,500	368,500	547,700
10	208,500	265,900	372,500	551,200
11	211,300	269,300	376,500	554,700
12	214,100	272,700	380,500	558,200
13	216,900	276,100	384,500	561,700
14	219,700	279,500	388,500	565,200
15	222,500	282,900	392,500	568,700
16	225,300	286,300	396,500	572,200
17	228,100	289,700	400,200	575,700
18	230,900	293,100	403,700	579,200
19	233,700	296,500	407,200	582,700
20	236,500	299,900	410,700	586,200
21	239,300	303,300	414,200	589,700
22	242,100	306,700	417,700	593,200
23	244,900	310,100	421,200	596,700
24	247,700	313,500	424,700	600,200
25	250,500	316,900	428,200	603,700
26	253,300	320,300	431,700	606,200
27	256,100	323,700	435,200	608,700
28	258,900	327,100	438,700	611,200
29	261,700	330,500	442,200	613,700
30	264,500	333,900	445,700	616,200
31	267,300	337,300	449,200	618,700
32	270,100	340,700	452,700	621,200
33	272,900	344,100	456,200	623,700
34	275,700	347,500	458,700	626,200
35	278,500	350,900	461,200	628,700
36	281,300	354,300	463,700	631,200
37	284,100	357,300	466,200	633,700
38	286,900	360,300	468,700	636,200
39	289,700	363,300	471,200	638,700
40	292,500	366,300	473,700	641,200
41	295,300	369,000	476,200	643,700
42	298,100	371,500	478,700	646,200
43	300,900	374,000	481,200	648,700
44	303,700	376,500	483,700	651,200
45	305,600	379,000	486,200	653,700
46	307,500	381,500	488,700	655,200
47	309,400	384,000	491,200	656,700
48	311,300	386,500	493,700	658,200
49	313,200	389,000	496,200	659,700
50	315,100	391,500	498,200	661,200
51	317,000	394,000	500,200	662,700
52	318,900	396,500	502,200	664,200
53	320,800	399,000	504,200	665,700
54	322,700	401,500	506,200	667,200
55	324,600	404,000	508,200	668,700
56	326,500	406,500	510,200	670,200
57	328,400	408,500	512,200	671,700
58	330,300	410,500	513,700	672,700
59	332,200	412,500	515,200	673,700

60	334, 100	414, 500	516, 700	674, 700
61	336, 000	416, 500	518, 200	675, 700
62	337, 900	418, 500	519, 700	676, 700
63	339, 800	420, 500	521, 200	677, 700
64	341, 700	422, 500	522, 700	678, 700
65	343, 600	424, 500	524, 200	679, 700
66	345, 500	426, 500	525, 700	680, 700
67	347, 400	428, 500	527, 200	681, 700
68	349, 300	430, 500	528, 700	682, 700
69	351, 200	432, 200	530, 200	683, 700
70	353, 100	433, 700	531, 700	684, 700
71	355, 000	435, 200	533, 200	685, 700
72	356, 900	436, 700	534, 700	686, 700
73		438, 200	536, 200	687, 700
74		439, 700	537, 200	688, 700
75		441, 200	538, 200	689, 700
76		442, 700	539, 200	690, 700
77		444, 200	540, 200	691, 500
78		445, 700	541, 200	692, 300
79		447, 200	542, 200	693, 100
80		448, 700	543, 200	693, 900
81		450, 200	544, 200	694, 700
82		451, 700	545, 200	
83		453, 200	546, 200	
84		454, 700	547, 200	
85		456, 200	548, 200	
86			549, 200	
87			550, 200	
88			551, 200	
89			552, 200	
90			553, 200	
91			554, 200	
92			555, 200	
93			556, 200	

備考) この表は、馬の装蹄、乗馬の指導、競馬場の馬場等の施設の維持管理その他の専門的な知識、技術等を必要とする職務に従事する職員に適用する。

一般事務技術職俸給表

号俸	1 級	2 級 B	2 級 A
	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円
1	153, 500	201, 300	262, 700
2	154, 700	202, 900	264, 100
3	155, 900	204, 500	265, 500
4	157, 100	206, 100	266, 900
5	158, 300	207, 700	268, 300
6	159, 500	209, 300	269, 700
7	160, 700	210, 900	271, 100
8	161, 900	212, 500	272, 500
9	163, 100	214, 100	273, 900
10	164, 300	215, 700	275, 300
11	165, 500	217, 300	276, 700
12	166, 700	218, 900	278, 100
13	167, 900	220, 500	279, 500
14	169, 100	222, 100	280, 900
15	170, 300	223, 700	282, 300
16	171, 500	225, 300	283, 700
17	172, 700	226, 900	285, 100
18	173, 900	228, 500	286, 500
19	175, 100	230, 100	287, 900
20	176, 300	231, 700	289, 300

21	177,500	233,300	290,700
22	178,700	234,700	292,100
23	179,900	236,100	293,500
24	181,100	237,500	294,900
25	182,300	238,900	296,300
26	183,500	240,300	297,700
27	184,700	241,700	298,900
28	185,900	243,100	300,100
29	187,100	244,500	301,300
30	188,300	245,900	302,500
31	189,500	247,300	303,700
32	190,700	248,700	304,900
33	191,900	250,100	306,100
34	193,100	251,500	307,300
35	194,300	252,900	308,500
36	195,500	254,300	309,700
37	196,700	255,700	310,900
38	197,900	257,100	312,100
39	199,000	258,500	313,300
40	200,100	259,900	314,500
41	201,100	261,300	315,700
42	202,100	262,300	316,500
43	203,100	263,300	317,300
44	204,100	264,300	318,100
45	205,100	265,300	318,900
46	206,100	266,300	319,700
47	207,100	267,300	320,500
48	208,100	268,300	321,300
49	209,100	269,300	322,100
50	210,100	270,300	322,900
51	211,100	271,300	323,700
52	212,100	272,300	324,500
53	213,100	273,300	325,300
54	214,100	274,300	326,100
55	215,100	275,300	326,900
56	216,100	276,300	327,700
57	217,100	277,300	328,500
58	218,100	278,300	329,300
59	219,100	279,300	329,700
60	220,100	280,300	330,100
61	221,100	281,300	330,500
62	222,100	281,900	330,900
63	223,100	282,500	331,300
64	224,100	283,100	331,700
65	225,100	283,700	332,100
66	226,100	284,300	332,500
67	227,100	284,900	332,900
68	228,100	285,500	333,300
69	229,100	286,100	333,700
70	230,100	286,700	334,100
71	231,100	287,300	
72	232,100	287,900	
73	233,100	288,500	
74	234,100	289,100	
75	235,100	289,700	
76	236,100	290,300	
77	237,100	290,900	
78	238,000	291,500	
79	238,900	292,100	
80	239,800	292,700	
81	240,400	293,300	
82	241,000	293,600	
83	241,600	293,900	
84	242,200	294,200	
85	242,800	294,500	

86	243,400	294,800	
87	244,000		
88	244,600		
89	245,200		
90	245,800		
91	246,400		
92	247,000		
93	247,600		
94	248,200		
95	248,800		
96	249,400		
97	250,000		
98	250,600		
99	251,200		
100	251,800		
101	252,400		
102	253,000		
103	253,600		
104	254,200		
105	254,800		
106	255,400		
107	256,000		
108	256,600		
109	257,200		
110	257,800		
111	258,400		
112	259,000		
113	259,600		
114	260,200		
115	260,800		
116	261,400		
117	262,000		
118	262,600		
119	263,200		
120	263,800		
121	264,100		
122	264,400		
123	264,700		
124	265,000		
125	265,300		
126	265,600		
127	265,900		
128	266,200		
129	266,500		
130	266,800		
131	267,100		
132	267,400		
133	267,700		
134	268,000		
135	268,300		

備考) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

指定職俸給表

	1 級	2 級	3 級
本俸月額	円 735,000	円 746,000	円 770,000

備考) この表は、本部の部長、附属機関の長、競馬場長その他の理事長が指定する職にある職員に適用する。

(2) 諸手当

諸手当は、国内勤務者にあつては、家族手当、住居手当、時間外勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、精勤実績評価手当、役付手当、管理専門職臨時緊急勤務手当、特別調整手当、初任給調整手当、特別都市手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特別手当及び業績加給とし、外国勤務者にあつては、在勤手当、家族手当、精勤実績評価手当、特別手当及び業績加給とする。

ア 家族手当

家族手当は、扶養親族を有する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には支給しない。

扶養親族の区分	支給月額
配偶者	17,000 円。ただし、在勤手当（配偶者手当）の支給を受ける外国勤務者には支給しない。
その他の扶養親族	1 人につき 5,500 円（配偶者がいない場合の扶養親族 1 人目については 11,000 円）。満15歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある子については、1 人につき 5,000 円を加算

イ 住居手当

住居手当は、舎宅以外の借家・借間に居住し家賃を支払っている者及び自家に居住する者に支給する。

区分	支給月額
借家・借間	30,500 円を限度として現に支払った実費
自家	16,000円を限度として持分割合に応じて定める額

ウ 時間外勤務手当

- ① 管理職以外の職員が所定の勤務時間外に勤務したときには、1 時間につき通常の労働時間の賃金の100分の125相当額を支給する。
- ② 管理職以外の職員が休日に勤務したときには、1 時間につき通常の労働時間の賃金の100分の135相当額（12月29日から翌年の 1 月 3 日までの午前 5 時から午後 10 時までに勤務した場合は、100分の150相当額）を支給する。
- ③ 管理職以外の職員について、法定時間外勤務が 1 月につき60時間を超えた場合は、①及び②にかかわらず、その超えた 1 時間につき通常の労働時間の賃金の 100分の150相当額を支給する。
- ④ 深夜（午後10時から翌日の午前 5 時まで）に勤務した者には、1 時間につき通常の労働時間の賃金の100分の25相当額を支給する。

エ 宿日直手当

宿日直手当は、宿直又は日直の勤務 1 回につき 7,000 円（12月29日から翌年の 1 月 3 日までに勤務した場合は、11,900 円）を支給する。

オ 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険又は特殊な勤務に従事した場合に支給する。

区分	支給日額
著しく危険又は特殊な馬取扱業務に従事したとき	800 円～1,000 円（同一日に放射線取扱業務に従事した場合は 400 円を加算）。ただし、管理職及び特別調整手当（勤務地に係るものを除く。）の支給を受ける者には、支給しない。
家畜伝染病に係る処理作業に従事したとき 有害物を使用した実験・研究・診療等に従事したとき 馬の装削蹄業務に従事したとき 高所高圧作業に従事したとき 育成馬購買のための幼駒の採血・臨床検査に従事したとき	600 円～800 円。ただし、管理職及び特別調整手当（勤務地に係るものを除く。）の支給を受ける者には、支給しない。
放射線取扱業務に従事したとき 負傷した騎手等を救急搬送したとき	800 円
所定の勤務時間を延長されて競馬開催業務に従事したとき	4,000 円（競走馬の整馬作業、検体採取作業に従事した場合、宿泊を伴う調整ルーム業務に執務した場合等にはそれぞれ 500 円～3,500 円を加算）
所定の勤務時間を変更されて勝馬投票券の発売業務に従事したとき	2,800 円
馬の輸送業務に従事したとき	輸送距離に応じて 2,000 円～8,000 円

カ 精勤実績評価手当

精勤実績評価手当は、勤務実績が良好であって、その勤務に精励したと認められる職員に対して、本俸、業績加給、役割加算手当、家族手当及び特別都市手当の月額合計額に、10/100 以内で定める支給率を乗じた金額を、月額で支給する。

キ 役付手当

役付手当は役割加算手当及び専門技術役付手当とし、役職に応じて管理職（指定

職及び各俸給表の４級以上の者）に支給する。役割加算手当は役割手当及び役職手当とする。

- ① 役割手当の月額、その職の役割の重要性に応じて 76,000 円～193,500 円とする。
- ② 役職手当の月額は、40,000 円とする。
- ③ 専門技術役付手当の月額は、本俸の月額及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 14 に相当する額とする。

ク 管理専門職臨時緊急勤務手当

管理専門職臨時緊急勤務手当は、臨時又は緊急の必要により休日に勤務した役割加算手当の支給を受ける管理職に、理事長が特に必要と認めた場合に限り支給する。

職員の区分	支給日額
総合職Ⅰ俸給表４級又は総合職Ⅱ俸給表４級の職にある職員	10,000円（勤務に従事した時間が６時間を超える場合は15,000円）
総合職Ⅰ俸給表５級の職にある職員	12,000円（勤務に従事した時間が６時間を超える場合は18,000円）
指定職俸給表の適用を受ける職員	16,000円（勤務に従事した時間が６時間を超える場合は24,000円）

ケ 特別調整手当

特別調整手当は、職務の複雑・困難の度又は勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な者に支給する。

区分	支給月額
裁決・ハンデキャップ・発走・決勝審判の事務、馬の研究・診療・装蹄業務、競馬学校生徒の実技教育に従事する職員	本俸月額の 100 分の 8 相当額以内。ただし、管理職には支給しない。
日高育成牧場に勤務する職員	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 1 相当額。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には支給しない。

コ 初任給調整手当

初任給調整手当は、理事長が特に必要と認めた職員に対して月額 30,000 円を支給する。

サ 特別都市手当

特別都市手当は、次の地域に在勤する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には支給しない。

地域	支給月額	
	総合職Ⅰ俸給表、総合職Ⅱ俸給表及び専門技術職俸給表適用者	総合職Ⅲ俸給表及び一般事務技術職俸給表適用者
東京都特別区	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 6 相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 20 相当額
神奈川県横浜市、大阪府大阪市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 5 相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 16 相当額
千葉県船橋市、東京都立川市・府中市・西東京市、愛知県名古屋市・豊明市、京都府京都市、兵庫県神戸市・宝塚市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 4 相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 14 相当額
茨城県稲敷郡美浦村、千葉県白井市、滋賀県栗東市、広島県広島市、福岡県福岡市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 2 相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 9 相当額
北海道札幌市、栃木県宇都宮市・下野市、群馬県高崎市、新潟県新潟市、静岡県浜松市、兵庫県姫路市・三木市、香川県高松市、福岡県北九州市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 1 相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額の合計額の 100 分の 4 相当額

シ 単身赴任手当

単身赴任手当は、勤務地を異にする配置換等に伴い、やむを得ない事情により単身生活となった者に対し、1月につき勤務場所と配偶者等の住居間の往復交通費相当額及び35,000円を支給する。

ス 寒冷地手当

寒冷地手当は、次の地域に在勤する者に対して10月に支給する。

地域	支給年額		
	世帯主		世帯主以外
	扶養親族有	扶養親族無	
北海道	159,900円	93,700円	57,200円
青森県、岩手県、秋田県	117,700円	68,900円	46,200円
福島県西白河郡	89,600円	52,000円	34,800円

セ 特別手当

特別手当は、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期における勤務実績に応じて、それぞれ12月及び翌年6月に支給する。支給条件はその都度定める。

ソ 業績加給

業績加給は、月額4,000円を支給する。

タ 在勤手当

在勤手当は、在勤基本手当、住宅手当、配偶者手当及び子女教育手当とし、勤務地及び家族状況等に応じて外国勤務者に支給する。

- ① 在勤基本手当は、外国勤務者の勤務地に応じて、1月につき、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和49年政令第179号。以下「政令」という。）に規定する額の100分の80相当額を支給する。
- ② 住宅手当は、外国勤務者が居住する住宅の家賃額に応じて、1月につき、政令に規定する限度額の100分の80相当額を限度として支給する。
- ③ 配偶者手当は、配偶者を伴う外国勤務者に対し、1月につき、在勤基本手当の100分の20相当額を支給する。
- ④ 子女教育手当は、外国で学校教育等を受ける年少子女を有する外国勤務者に対し、年少子女1人につき月額8,000円を支給する。ただし、授業料等の必要経費に応じて、1人につき月額150,000円を限度として加算することがある。

(3) 満 55 歳以上の職員の給与

職員（指定職俸給表の適用を受ける者を除く。）が満 55 歳（一部の職員については満 57 歳）に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、本俸月額額の 100 分の 10 相当額以内の額を減額して給与を支給する。当該職員の諸手当の支給額等は、その者の本俸月額等から減額分を控除した額を基に計算する。

2 退職手当

退職手当は、職員が 1 年以上在職した後退職したとき又は在職中死亡したときに、退職時又は死亡時の本俸に、在職期間に応じた支給率を乗じて算出した額を支給する。なお、退職事由により退職手当を加算し、又は在職中功労があった者に特別退職手当を支給することがある。ただし、在職中に非違行為による免職事由に該当する行為があった者に対しては、退職手当の全部又は一部を支給しないことがある。

在職期間（年）	支 給 率	在職期間（年）	支 給 率
1	0.8	20	27.60
2	1.68	21	29.37
3	2.64	22	31.14
4	3.68	23	32.92
5	4.80	24	34.70
6	6.00	25	36.48
7	7.28	26	38.26
8	8.64	27	40.04
9	10.08	28	41.82
10	11.60	29	42.66
11	13.20	30	43.50
12	14.80	31	44.34
13	16.40	32	45.18
14	18.00	33	46.02
15	19.60	34	46.86
16	21.20	35	47.70
17	22.80	36	48.53
18	24.40	37	49.36
19	26.00	38以上	50.19

備考)

- 1 在職期間38年未満で、在職期間の計算において1年未満の端数がある場合におけるその在職期間に対する支給率は、当該年数における支給率に当該年数の直近上位の年数における支給率から当該年数における支給率を控除した率を12で除して、これに端数月の

月数を乗じた率を加えて得た率とする。

- 2 在職期間 1 年未満で、その退職が死亡による場合のその者に対する支給率は 0.8 とする。